

政経研究時報

No. 19-1 (2016. 7)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

http://www.seikeiken.or.jp/

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

三井逸友氏「2010年の『中小企業憲章』はなにを導いたのか —2010年代の中小企業政策の展開とその意味—」(記録) ……………	瓜田靖… 1
科学者・技術者の社会的責任 ……………	北村実… 5
公益財団法人政治経済研究所 2015年度第3回 定例研究会	
福島第一原発事故と放射能汚染の現状 ……………	野口邦和… 7
公益財団法人政治経済研究所 2015年度第4回 定例研究会	
近年における科学と技術をめぐる動向と研究倫理に関する論点 ……………	北村浩… 9
公益財団法人政治経済研究所 2015年度第5回 定例研究会	
論壇的公共圏における保守派知識人と全共闘のベトナム戦争像 ……	公共問題研究会…11
公益財団法人政治経済研究所 設立70周年連載企画「政経研と私」	
「政経研と私」の連載にあたって ……………	鶴田満彦…13
受託調査 ……………	小宮昌平…14
研究所の動向(2016年1月～3月) ……………	16

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

三井逸友氏「2010年の『中小企業憲章』はなにを導いたのか —2010年代の中小企業政策の展開とその意味—」(記録)

瓜田 靖

(うりた・やすし 中小企業家同友会全国協議会事務局)

2016年5月13日、今年度第1回の公開研究会が、明治大学研究棟において、標記のテーマにより、三井逸友氏を報告者として開催された。以下は、この研究報告を、筆者(瓜田)が記録したものである。

私(三井)は、ヨーロッパで2000年に制定された「EU小企業憲章」が日本にも「中小企業憲章」として導入されたが、その憲章が日本企業の存在意義にどうかかわり、日本の中小企業政策にどのように影響したのか、を中心に考えたい。

「中小企業政策」とは？

一 「政策」の根拠と理念・理解・展開

最初に結論的な感想を述べると、中小企業憲章は世界のグローバルスタンダードを画したものであり、日本で2010年に中小企業憲章を閣議決定して良かったと思う。中小企業家同友会は国会決議までを主張しているが、とりあえず良かった。その理由は、後で述べたい。

さて、なぜ、中小企業を取り上げるのか？ 実はヨーロッパで中小企業が取り上げられるのは1980年代半ば以降。当時、中小企業を表す言葉もなく、SME (small and medium enterprise) が「輸入」されたほどである。中小企業がなぜ取り上げられたのか。問題性認識として、まず雇用問題があり、サプライチェーンシステムが問題にされた。さらに、「日本の経営」ブームもあった。日本的経営の強さは「中小企業の強さだ」という言説が支持された。このへんから、ヨーロッパは年々中小企業政策を充実させ、2000年に「EU小企業憲章」を制定したのである。

日本では中小企業・小工業の問題は昔からある。なんと、明治17年(1884年)の「同業組合準則」に載っている。「急速な近代化のもとでの在来産業・小工業の動揺と困難を打開しながら、輸出産業化の推進、振興に向け、製品検査・粗悪品防止・品質の向上と販売力の強化をめざして組織化をはかる」とある。当時は日本製品の粗悪品防止が主要な課題だった。

戦前・戦後の中小企業政策の詳細は時間の関係から略する。ただ、昔から中小企業政策の充実が言われたが、明治以来の中小企業政策や近代化政策の限界が現れたとき、世界の中小企業の課題が日本でも意識され、2010年の中小企業憲章につながったのではないかと推察する。

日本中小企業政策の転変と今日

中小企業政策で見るべきものがあるのは米

国と日本であった。米国は、個人の独立する権利とか、自由な市場競争とか、建国以来の理念にすごいものがある。しかし、途上国や新興国などで学ばれたのは日本だった。近代産業への発展を目標化する中小企業近代化政策が支持された。もちろん、すべての企業の近代化を目指すものではなく、中小企業の生産性向上が産業構造高度化や国際競争力強化につながる業種を対象としていたわけである。

その後、近代化政策否定論が登場する。新自由主義的立場から例えば『90年代の中小企業ビジョン』(中小企業庁)。そこには、「政策は自助努力への支援、公正な競争条件の整備、中小企業の多様性、効果的でわかりやすい政策体系という原則」のもと、「創業の促進」が登場した。しかし、考えて見れば、新自由主義的立場の政策とは矛盾だ。政策的には何にもしないのが良いとするならば、ベンチャー支援などは形容矛盾となる。

これと対抗する考え方が、1993年中小企業政策審議会でも出された「中間報告」の新たな「産業政策」志向である。そこでは、産業組織政策としての競争秩序と「不利是正」、産業構造政策としての構造転換適応と新事業推進、そして小規模企業対策である。ここでは、近代化政策から普遍的な政策への努力がなされたが、中小企業基本法改正には至らなかった。

ところが、1999年に大きな転換を遂げた。清成忠男先生のもと、中小企業基本法の全面改定と中小企業近代化促進法の廃止をした。1999年中小企業政策審議会は、「近代化政策」への全否定、競争と市場原理第一の考え方に転換した。内容的には、中小企業の「創造性・柔軟性・機動性」活用や「自助努力」としての創業・経営革新・創造的事業活動(ベンチャー)支援、「格差」是正とセイフティネット論などである。1999年「新中小企業基本法」の政策の柱であるが、「創業・経営革新に向けての自助努力支援」「経営基盤の強化」「経済的社会的環境の変化に対する適応円滑化のための制度整備」の三つの柱があるが、だんだん「経営基盤の強化」に集中

するようになる。「弱い」中小企業を強くするためには政策が経営基盤を強くする施策に収斂するわけである。方針が現実には乗り越えられつつあった。

新基本法下の2000年代の現実はどうだったのか。大々的に創業を掲げたが、なかなか進まない創業と高い廃業率が続いた。第三次ベンチャーブームが終末を向かえ、貸し渋り・貸し剥がし問題も最盛期に入った。喫緊の課題となってきた雇用失業問題と「格差」問題の再来とともに、2008年世界金融危機が起こったのである。

日本版「中小企業憲章」への道

新基本法下の方針が現実には乗り越えられつつあるとき、少しずつ修正を加え、1999年体制からの揺り戻しのような事例が見られる。例えば、「まちの起業家」という言葉で、ベンチャー企業と区別した。「いま注目される『まちの起業家』」（『2002年中小企業白書』）とか、「企業家社会」（『2003年中小企業白書』）という表現が出てくる。下請代金支払遅延等防止法改正など中小企業の取引関係をめぐる不利や問題への対策を行っていること。「まちづくり三法」改正や地域活性化対策などである。

なんといっても、中小企業家同友会の運動や中小企業憲章制定運動があった。金融アセスメント法運動から、さらなる広がりがあった。EU小企業憲章から学ぶということで、2002年に愛知同友会が、2008年に中小企業家同友会全国協議会が欧州視察し、私もコーディネーターとして役目を果たした。また、同友会は独自の憲章草案を作成した。

2008年には衆議院経済産業委員会において私が参考人質疑を行った。同友会の働きかけもあり、2009年総選挙において、民主党やみんなの党、共産党、社民党などに中小企業憲章制定の公約が載った。民主党に政権が移ってから、中小企業憲章に関する研究会が2010年に設置され、私も研究会委員として参加した。そして、2010年6月18日に閣議決定

された。

中小企業憲章は優れた文章だと思う。基本理念は、「中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える」とか、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である」と役割や機能を格調高く述べている。欧州での中小企業政策理念のエッセンスは、「Think small first」（小企業を第一に）とか、「Listening to small business」（小企業の声に耳を傾けよ）の原則などであるが、日本の中小企業憲章にも同意の言葉が入っている。

「中小企業憲章」以後の中小企業政策

2008年世界金融危機後の中小企業金融への対応策として、2009年11月に中小企業金融円滑化法が成立した。亀井静香金融問題担当相のつよい働きかけにより実現したが、金融機関が顧客中小企業の求めに応じて返済期間など融資条件の変更を行えるようにした。これにより相当数の中小企業が条件変更を申し出、多くが認められた。2011年3月の東日本大震災を受けて1年間延長され、最終延長は2013年3月までとされた。2009～2012年の間にのべ360万件以上の申し込み（1社で重複があるので、実質は30万社くらい）があり、実行率は92%前後になった。

2012年には中小企業経営力強化支援法が成立し、新事業活動促進法や地域資源活用法、農商工連携支援法を統合継承した。これは、支援人材を重視するものであり、政府が認定するが、2016年4月現在では、24,920機関が「経営革新等支援機関」となった。少しくり過ぎたか。実効性はどうか。中小企業診断士や商工会・商工会議所の「経営指導員」はどうなるのか。いつの間にか、「お墨付き発行機関」に化けてしまったようだ。

自民党政権復活のもとで中小企業政策はどうなったか。極端には変わらなかったというより、1999年体制からの揺り戻しの過程にあり、自民党も逆らえなかった。むしろ、「ちいさな企業未来会議」を民主党政権から引き継いだ。重点施策は、小規模企業重視と基本法の改正、企業再生と金融支援継続、ものづくり支援の強化、創業支援の重視などである。

特に、2013年の小規模企業活性化法による中小企業基本法の一部改正では「基本理念」に、中小企業憲章から引きついで、小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定した。さらに、2014年に小規模企業振興基本法が成立した。ここでは、小企業者を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を位置づけた。

ここで困ったことが起きてしまった。今までなかったことだが、中小企業の定義が「三段構え」になったことだ。中小企業 (small and medium enterprise) : 常時使用する従業員数300人以下、または資本金額3億円以下、これは中小企業基本法でおなじみの定義。小規模企業 (small enterprise) : 常時使用する従業員数20人以下 (商業サービス業は5人以下)、これも中小企業基本法の小規模企業のところで規定。行政として小規模事業者の呼称を使う (「企業」的存在だけではないから)。小企業者 (micro enterprise) : 常時使用する従業員数5人以下、これが小規模企業振興基本法で規定されている。しかし、世界的に中小企業とともに、マイクロ企業を定義し、位置づけるという流れが、主流になっているのだ。EUではすでに「三段構え」になっていて、250人未満が中小企業だが、50人未満がスモール企業、10人未満がマイクロ企業になっている。そのほかに、インドやマレーシア、インドネシア、フィリピン、ブラジルでもマイクロ企業の定義がある。中国は新基準で、「中型」「小型」「微型」企業に分けており、韓国は「小商工人」政策がある。いまだ例外的なのは米国で、small business

一本やりである。

安倍自公政権下での中小企業観と政策志向

第二次安倍内閣の「日本産業再興プラン」の「中小企業・小規模事業者の革新」の項では、①地域のリソースを活用・結集させた起業・創業等の促進、②中小企業の新陳代謝の促進、③戦略市場に参入する中小企業の支援、④国際展開する中小企業の支援が挙げられている。成果目標として廃業率を上回る10%台の開業率をあげているが、つぶすのは簡単でも、開業するのは容易なことではない。しかがって、「新陳代謝」をかかげても、それは実現しないし、成果とも成り得ない。

個人保証見直し議論や「経営者保証に関するガイドライン」など大きな問題があるが、生産性格差論が近年また一世を風靡している。生産性格差論の三度目のリバイバルである。一回目が、1960年代の「二重構造論」として「格差論」、生産性が低いから中小企業の実産性を高める必要があるというもの。二回目が、「生産性格差再拡大論」・「新二重構造論」で一回目の再版。そして三回目が、「低生産性の中小企業を廃業に追い込み、淘汰する」新陳代謝論だ。

生産性を高めるとはどういうことか。その算式は、 $\text{生産性} = \text{付加価値額} \div \text{従業員数}$ 。資本集約的業種では1人当たり機械装備率が高いので、付加価値生産性は高くなる。一方、労働集約的な業種 (小売業・飲食業・サービス業など) では低い。大企業は資本集約的分野中心、中小企業は労働集約的な分野が中心なのは当然の事実である。さらに、詳細にみると、イノベーションによる全要素生産性の向上か、分母としての投入労働力量を減らすか、分子としての付加価値額 (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) を増やすか、である。それゆえ、賃金の低下は生産性低下の結果ではなく、原因である。付加価値の取引関係を通じた大企業による「収奪」の可能性は、『中小企業白書』でも取り上げられた。

いま、「中小企業憲章」を 現代史の中であらためて考える

中小企業家同友会などの中小企業者の運動が、理念と新たな枠組みを提起したことは大きい。その背景に、世界的な共通の流れがあり、日本は「周回遅れ」であったかもしれない。中小企業憲章自体には各方面からの批判もあったが、今日の最大公約数的な存在にはなり得たと思う。

ただ、中小企業庁のホームページでは、「中小企業憲章・法令」というジャンルに分類しているが、中小企業基本法と中小企業憲章の関係には問題が残っているように思う。中小企業憲章の理念や枠組みと課題は、以降の「中小企業庁が所管する」政策には多くの影響を与えてきたと言える。中小企業団体にとっては理解と協力の機運を盛り上げてきた。

地方において中小企業憲章をどう生かすか。めずらしいことに、地方版「中小企業憲章」もある。「群馬県中小企業憲章」は2011年6月にできた。「ものづくり・新産業創出

基本条例」(2001年)の存在が振興条例の成立を躊躇させ、中小企業憲章に至った。「群馬県中小企業憲章」は法令ではないが、教育の場等での活用には向いているような気がする。

中小企業憲章と中小企業振興基本条例とは、車の両輪と考えれば良い。地域経済の持続的創造的發展や中小企業の役割発揮、住民の福祉と安寧の向上、地域内循環の強化、地域社会の維持と向上などが中小企業振興基本条例に活かされるべき項目である。40道府県、172市区町村で制定されている。

結論的に言うと、間違いなく、2010年中小企業憲章は生きているし、活用されている。政府・中小企業庁は理念・原則・課題に合わせて新たな政策体系と個別施策を立案実行してきた(100%ではなくても、80%くらい?)。政権交代があったが、この流れは変わらないだろう。問題は、さらに省庁横断的に取り組みを進められるか。地域・国民全体として共有活用できるかである。それらを含めた、中小企業憲章の検証が必要である。

科学者・技術者の社会的責任

北村 実

(きたむら・みのる 政治経済研究所・相談役)

2011年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した巨大地震によって、沿岸部の人命と家屋に甚大な被害が生じたが、それに加えて、東京電力福島第一原子力発電所にシビアアクシデント(過酷事故)が発生し、まき散らされた放射能によって多くの住民が住みなれた故郷を去らなければならないという未曾有の事態となり、あらためて科学者・技術者の社会的責任が問われる羽目になった。

科学者・技術者の責任について、鯨坂氏は「事故を引き起こした『主犯』は独占資本であって、原子力発電の技術を開発し、実際にこれを運転してきた科学者・技術者は『従

犯』ではないのか」という¹⁾が、これには首をひねらざるをえない。

国家や企業の社会的責任は当然として、それとは独自に科学者・技術者の社会的責任も問われなければならないが、ただしその責任は国家や企業の責任とは次元と質を異にしており、これを同列に扱って、前者を主犯、後者を従犯とするのは妥当でない。この珍奇な主張に接した瞬間、私の脳裏にフランシス・ベーコンの「秘匿の誓い」の話が閃いた。

「秘匿の誓い」とは、『ニューアトランティス』に登場する学者集団ソロモン学院の指導的長老の打ち明け話で、「われらが発見し

た発明や実験のうちでいずれを発表し、発表せぬかを相談して、秘密にしておくのが適当と考えるものは、これを隠して秘密を漏らさぬという誓いをするのだ」という内緒話のことである²⁾。元国際司法裁判所の判事で、法哲学者のC・G・ウイラマントリは、この「秘匿の誓い」に瞠目し、これを「科学のための倫理規範」の元祖だとして、称賛を惜しまない³⁾。

たしかに、科学者・技術者がその気になれば自分たちの研究成果をすべて国家や企業に知らせず、悪用される恐れがあるものは「秘匿」にしておくことだって出来るはずである。そうすれば、従犯に甘んじなくても済む。

とはいえ、国家や企業を相手にして「秘匿の誓い」を隠し通すのは容易ではない。それには、科学者・技術者が団結し、「倫理綱領」

(ethical code) を策定し、これを武器にして、対抗する以外に道はない。科学者・技術者に何より求められるのは、国家・企業からの自立と相互の団結である。これなしには、巨大な権力と強力な資本とに立ち向かえない。

「科学者・技術者のための倫理綱領」というアイデアはもともとベーコンの『ニューアトランティス』に起源をもつとされるが、これが広く普及するに至ったのはようやく第一次大戦後になってからで、日本でも意外に早く1938(昭和13)年に、土木学会が「技術者の信条および実践綱領」を制定している。この倫理綱領の根底にあるのは、プロフェッショナル(専門職業家)としての技術者はプロとして「してよいこと」と「していけないこと」を自ら判断し、行動する自主性を堅持しなければならない、という共通の自覚であり、プロフェッショナル(専門職業家)と技術倫理とは表裏一体の関係にあるとされる。

倫理綱領制定の流れは1990年代に入ると急速に加速し、今やほとんどの学協会が何らかの倫理綱領を持つに至っている。倫理綱領には、法的効力がないとはいえ、これを武器にして科学者・技術者のモラル堅持の取り組みが可能になろう。この武器をかざしつつ、「秘匿の誓い」をひそかに活用しつつ、権力と資本に立ち向かっていくなら、もはや社会

的責任の従犯の地位を返上し、社会的責任を正面から受けて立つことが出来よう。

一口に科学・技術といっても、純粋科学、応用科学、エンジニアリングとでは社会的責任の問われ方も異なってこよう。「真理に奉仕する科学」の牧歌時代は昔話と化し、それに代わって「産業化科学」(ラヴェッツ)が登場し、巨大な資金の投入による企業の研究・開発(R&D)がメインになるに応じて、エンジニアリングが主役に躍り出ることになった。その結果、当然のことながら、社会的責任の矢面に真っ先に立たされるのもエンジニアとなった。

エンジニアリングは、科学の単なる応用とみなされがちだが、真相は応用の域を越え、科学の成果の創造的発展を担うに至っている。エンジニアのフォン・カルマンは、こういつている。「科学は今在るものの研究であり、エンジニアリングは今までなかったものの創造である」⁴⁾と。

したがって、まずもって人間生活に直結するエンジニアリングに対して社会的責任が厳しく問われるのも当然といえよう。とはいえ、応用科学は勿論のこと、純粋科学も社会的責任を免れるわけにはいかない。トカゲの尻尾切りは許されない。

現代の社会生活にとって、技術の果たす役割は科学一般よりもはるかに大きいにもかかわらず、エンジニアの社会的評価は科学者よりも低い。西欧の伝統を誇る大学は長らく工学・農学等の実学を教育・研究対象に位置付けず、後にエンジニアリングを専門とする教育機関(Polytechnic, Institute, Hochschule等)を別個に設立するという経過を辿った。この歴史的経緯に象徴されるように、西欧諸国では、エンジニアリングの位置は低い。Ph.Dが別格として尊重されるという悪弊は、今なお隠微な形で残っている。他方、後発の日本は、明治中期になって、欧米に先んじて、帝国大学に工・農の学部を開設し、エンジニアリング重視を国策としたが、逆に実学優位を懸念する声も根強い。

これに対し、アメリカの研究大学では、学

部をリベラル・アーツとし、哲学を筆頭とする人文・社会諸科学を重視し、専門分化は大学院のプロフェッショナル・スクールへの進学後という教育システムを堅持して、科学エリートの規範意識欠如の歯止めにしてきた。

福島原発事故を契機に、原発に関わるエンジニアの職業倫理を問題視する声が発せられたのも、当然といえよう。福島原発事故に関する国会事故調査書は、今回の事故は歴代の規制当局及び東電経営陣が対策を講じる機会が何度もあったにもかかわらず、意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま3.11を迎え、遭遇した人災である、とその責任を厳しく問うている。そこで、筆者の胸中に浮かぶのは、危険を誰よりも先に認識していた現場のエンジニアの責任はどうなのか、という素朴な疑問である。

現場に出向していた各電力会社のエンジニアのなかには、リスクを予見していた人もいたであろう。しかし、年功序列で上へと登っていく「上向路線のエリート」の大半は見ても見ぬ振りをし、事実認識の凍結・価値判断の禁欲を決め込んで、後ろめたい思いに苛まれ続けたに違いない。

良心を失っていないエンジニアも多数いた

はずだが、彼等には、良心を凍結したまま定年まで黙して働き、あわよくば技術系重役のポストに就き、目出度く有終の美を飾るか、それとも、耐えられず中途退職し、他に生計の道を求めるか、の二途しかない。後者の道を選んだ人は少なく、大半は出世コースの階段を上っていく道を選択し、安全対策よりも稼働率の維持に懸命な背徳者に成り下がってしまったのではなかろうか。

といっても、一人で巨人のごとき大企業に立ち向かっても、敗北は目に見えている。だが、一人では戦えなくても、団結すれば、勝利の可能性が開ける。

注

- 1) 鯨坂真「科学者の責任と価値判断の問題」、『季論』No. 20 (2003年春号)、18頁
- 2) フランシス・ベーコン「ニュー・アトランティス」(中林一夫訳、『世界の大思想6』、河出書房)、436頁
- 3) Weeramantry, C.G: The Slumbering Sentinels: Law and human rights in the wake of technology (Penguin Books, 1983) p. 224
- 4) ヘンリー・ペトロスキー『エンジニアリングの真髄』(安原和美訳、筑摩書房)、32頁

2015年度第3回 公益財団法人政治経済研究所 定例研究会

福島第一原発事故と放射能汚染の現状

野口 邦和

(のぐち・くにかず 政治経済研究所 環境問題研究室長/日本大学准教授)

環境中に放出された放射性核種

2011年3月11日の福島第一原発事故により大気中に放出された主な放射性核種は、放射性希ガスのキセノン133(半減期5.25日)、揮発性のヨウ素131(同8.02日)、セシウム137(同30.17年)、セシウム134(同2.065年)、

テルル132(同3.20日)などです。放出量はキセノン133がもっとも多かったのですが、人の被ばくという点で見ると、ヨウ素131、セシウム137及びセシウム134の3種類が重要です。その理由は、キセノン133を吸入摂取しても体内に蓄積されず、ごく短時間のうちに体外に排出され、内部被ばくへの寄与はきわめて小さいからです。原子放射線の影響に

関する国連科学委員会（UNSCEAR）2013年報告書は、16研究グループの評価結果を踏まえ、ヨウ素131は100～500 PBq、セシウム137及びセシウム134はほぼ同量の6～20 PBq放出されたと取りまとめています。

ストロンチウム90（同28.8年）とプルトニウムが心配だという読者がいるかも知れません。ストロンチウムとプルトニウムは不揮発性です。原子炉建屋上部こそ水素爆発により破壊（1、3及び4号機）されたものの、格納容器は比較的健全（2号機格納容器の圧力抑制室が水素爆発により一部破損）であり、放射性核種は主に事故直後に行われた格納容器ベントと、2号機格納容器の圧力抑制室の破損箇所から大気中に放出されたと考えられています。これらからは、不揮発性の核種はあまり大気中に放出されませんでした。半径80km圏内の深さ5cmまでの表土の放射能分析結果も、このことを裏づけています。

海洋に放出された放射性核種はどうでしょう。事故直後の4～5月に、確認されているものだけで770トンの高濃度汚染水が海洋に漏洩しています。大気放出の場合、揮発性（気化しやすい性質）か否かにより放出量は著しく異なりました。海洋放出の場合は、水溶性か否かにより漏洩量は大きく異なります。核燃料のウランとプルトニウムはそれぞれ酸化物として存在し、不溶性です。一方、ヨウ素及びセシウムは容易に水に溶けます。それ故、「直接的」に海洋放出された主な核種はヨウ素131、セシウム137及びセシウム134と考えられます。UNSCEAR 2013年報告書によれば、その放射能量はヨウ素131が10～20 PBq、セシウム137及びセシウム134が同量の3～6 PBqとされています。ストロンチウムは可溶性で、ストロンチウム90の海洋放出量は無視できない可能性があります。ただ、これまでに水産庁により発表されている福島県沖の魚介類中のストロンチウム90濃度を見る限り、最大でもセシウム137の70分の1以下です。分析試料数が少ないためもっと試料数を増やす必要はありますが、魚介類の汚染に関しては、ストロンチウム90は問題にならないと思

います。

放射性セシウムの推移と除染

福島第一原発事故で大気中に放出されたセシウム137及びセシウム134の放射能は、ほぼ1対1の割合でした。これらの核種で大地表面が広範囲に汚染された場合、その線量率はほぼ27対73の割合になります。放射性壊変による放射能の減衰のみを考慮した事故後10年間の放射性セシウムによる空間線量率は、事故の3年後に52%、6年後に33%、10年後に24%に低減します。事故の10年後以降は低減が緩慢になり、20年後に17%に低減します。実際には降雨などによる流失（ウェザリング効果）が加わるため、もっと早く低減します。除染をすればさらに早く低減するため、避難指示区域は当然のこと居住地域においても、線量率の高い地域では住宅・公共施設などを含む除染が行われています。「除染しても山から汚染物質が流れ込み線量率がもとに戻る」と除染を否定的に描き出す人びとが脱原発派の一部にいますが、この主張は現実を無視した暴論です。筆者は県北地域にある本宮市の放射線アドバイザーを務めています。除染後に線量率がもとに戻った場所など1カ所もありません。むしろ除染により、たとえば校庭の線量率がもとの3分の1～5分の1に低減するなど、この5年間の除染の実績に疑問の余地がありません。もちろん山間部の山際下などでは放射性セシウムを含む汚染土壌が降雨により一部流出し、線量率が少し上がることはあるでしょう。山際下では土壌を流出させない対策が必要ですが、こうしたきわめて特殊な場所における例外的な事例を持ち出して除染一般を否定するのは愚かなことです。

環境省は、長期的に年1mSv以下をめざすと除染目標を掲げています。平常時における一般人の実効線量限度の国際勧告値が年1mSvであることを考えれば、長期的に年1mSv以下をめざすというだけでは何も言っていないのと同じです。当面する具体的な除染目標を

掲げ、それを着実に達成することが求められます。避難指示解除 1 年後に、精神的苦痛に対して支払われる損害賠償が打ち切られる仕組みは問題です。この仕組みは、除染や生活インフラの整備が不十分なまま、政府が避

難指示を解除する動機に繋がります。また、避難住民の自立と帰還を躊躇させる動機にも繋がります。避難指示解除と損害賠償打ち切りが一体となった現行の仕組みは見直されるべきです。

2015年度第4回 公益財団法人政治経済研究所 定例研究会

近年における科学と技術をめぐる動向と研究倫理に関する論点

北村 浩

(きたむら・ひろし 政治経済研究所 理事)

2016年2月25日、政治経済研究所共同研究室において、2015年度の第4回の定例研究会を、標記のタイトルでおこなった。以下は、そのときの報告であるが、今回の研究会は、通常の定例研究会とは、やや異なっており、研究者倫理講習をかねてのものであり、その意味では、純粋な研究発表というスタイルではなく、議論のもととなるテキストをベースに、これにさまざまな論点を付け加え、それをめぐって論議を深めるという形をとった。こうした形式で研究会をとりおこなったのは、単に、講習会という場で、一方通行の学習よりも、十分な効果と、内容の定着をはかる点で、効率的だと判断したからである。

もともとは、この研究者倫理講習を実施することとなった理由として、科研費などの研究助成を受けるのに際し、研究者倫理教育を受講する必要が生じたことがある。平成26年8月26日付の文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」によって、これをふまえた講習を受けることが求められ、この研究者倫理教育の受講済みであることを、所属研究機関が証明することになっており、これをもって、科研費などの公的な研究助成の受給の前提にしているのである。科研費を申請できる数少ない民間研究機関である政治経済研究所として、この点を活用していく必要があるように思う。その意味では、科研費申請を考える、より多

くの研究者が参加することが望ましいが、当日の参加したのは、報告者を含め、数人程度であり、もっと積極的な参加が期待されるころではあろう。ただ、少ない人数ではあったが、活発な議論がなされ、それなりに充実した内容ではあった。今後の講習、倫理教育に、十分、生かせるものであった。

確かに、指定教材の通読によっても、受講の証明をすることは可能ではあるのだが、実際に講習を受けることによって、研究機関の性質にそくした、より実際的な教育ができるのではなかろうか。指定教材では、主として理系の研究を念頭においているため、人文・社会科学の研究者向けには、フィットしないところもある。また、内容的にも、当研究所での研究において、必要最低限の倫理的課題をおさえておくとともに、こうした倫理的な課題が発生する背景を、きちんと理解しておく必要もあると考える。

研究会の前半では、まず、ねつ造や、改ざん、盗用といった、特定不正行為と呼ばれる、最も倫理的にも不正なものとされる行為や、個人情報管理、これには、社会調査や近現代史における資料の扱いも含まれるが、この取り扱い、会計上の不正、成果の公表における不適切な行為、共同研究のルールの遵守などといった、必要最低限の内容を確認した。これは、いずれも、研究における最も基本的

なものであり、理系・文系にかかわらず妥当するものといえるだろう。これに引き続いて、日本学術振興会が編集発行しているテキスト「科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -」（通称：グリーンブック）の主な目次を紹介した。これが指定教材となっており、これを通読することによっても、倫理教育の受講の条件を満たせるのだが、前述のように、文系の研究者には、不十分なところもあり、また、いくつかの限界も指摘しなければならない。

具体的には、このテキストでは、いぜんとして、いささか古典的な科学観をもとにしており、現代的な課題や、それにとまなう問題意識は十分に展開されておらず、個人的な責任という構図を脱し切れていないと評価することができる。主として理科系の研究を念頭においているため、実際に、倫理的な課題の点で、多くの難題に遭遇する可能性のある、医学・生理学、生命科学の領域における研究を事例として、それを遂行する過程での、さまざまな論点を提示するという叙述のスタイルをとっている。

その意味では、確かに、科学と社会との関係について、科学者の倫理的責任などについては、参考となる点も多々あり、またトランス・サイエンス問題、ブダペスト宣言などにもふれられており、大変興味深い内容ではある。また、事例として挙げられている先端的な研究における倫理的な課題それ自体も、それなりに考えさせるものはある。だが、それでも、科学者の責任や、倫理的な要請の点に関しては、ある程度、科学と社会との関係に言及されてはいるものの、基本的には、個人の倫理観に力点がおかれ、人文・社会科学の研究者にとっては、やや物足りない内容となっているということができる。とりわけ、社会を構造的に把握し、歴史的な経過からの理解を試みる、文化系的な知の在り方にとっては、より一層の分析が求められることになり、議論を広げる必要があるだろう。

このような課題に答え、これまでの議論で

は十分に展開されていなかった点を補うために、研究会の後半では、近年における科学と技術の動向を概観し、それをふまえた形で、どのような倫理的な課題が要請されるのかについて検討することとした。このような議論をまじえることによって、現代社会での、科学と技術、科学の技術化としての科学技術に内在する問題性と、そこに潜む倫理的なディレンマが明確となるだろう。

ビッグサイエンスという言葉に表されている、科学研究が大規模化する動向、それはしばしば国家プロジェクトと認識される、この傾向を確認し、そこから派生する問題などから研究者の倫理が議論されることを明らかにした。その背景には、同時に、研究上の不正の発生ということにとどまらず、原発事故に象徴されるような、近代の科学に対する不信感が増大し、それを多くの人に共有されているということがあげられる。

ここに、研究者の倫理が問われ、それをあらためて周知することの意味づけが生じてくることになる。その際に、研究者の倫理、研究倫理も、応用倫理という知的営為の一部であり、これまでの倫理学上の蓄積に加えて、より実践的な視野を持ちつつ、同じく今日的な課題、アポリアと向き合う、関連領域とのかかわりが重要となる。さらには、こうした現代の社会の特質をふまえ、科学の活動を理解し、こうした文脈において把握することが、いかに大切であり、まさにそれが人文・社会科学のテーマともなることを示している。

そうした問題意識から、倫理教育の実情に簡単にふれたのち、科学における事実と価値の問題などにも言及しながら、科学と社会をめぐる議論を紹介することによって、科学に内在するディレンマやアポリアについて、議論を開き、単なる座学の講習の域を超えた、研究会としての役割と、そうした位置づけにそうものとなるよう試みた。必ずしも、論点を十分に深めることはできなかったが、現代の科学が、道具化の傾向を深めるとともに、社会と構造的に結びついている以上、そこに生じる倫理的な問題は、個人のレベルだけ

ではなく、社会的にも議論される必要があるとの認識は得られたのではないだろうか。また、こうした動向に加え、より多くの公的資金を必要し、ときにはナショナリズム感情とも交差するなど、科学研究が政治的イシューでもあるとの理解も進んだといえる。

なお、今回の研究会によって、試行的にはあるが、論点の整理と必要とすべき問題の

把握はできたと考えられる。これによって研究者倫理教育としては、一定のフォーマットをつくることができたのではなからうか。今後は、要望や、必要があれば、その都度、この形式を用いて、講習とすればよいのではなからうか。ただ、論議はまだ尽くされてはならず、さらに引き続き、深めていくことも、同時に必要となるだろう。

2015年度第5回 公益財団法人政治経済研究所 定例研究会

論壇的公共圏における保守派知識人と 全共闘のベトナム戦争像

公共問題研究会

第5回定例研究会

テーマ 「論壇的公共圏における保守派知識人と全共闘のベトナム戦争像」

報告者 公共問題研究会（増井洋介、古宮千恵子）

日時 2016年3月19日(土)14時～

場所 公益財団法人政治経済研究所2階
共同研究室

田中美知太郎・林健太郎・猪木正道といった、第2次世界大戦の敗戦時に30歳代以上だった「保守派知識人」たちは、ベトナム戦争時、アメリカの政策を批判しつつ、他方で平和運動に対しても懐疑的な態度をとり続けた。

また、山本義隆など1940年代に生まれた「全共闘」世代の青年たちは、ベトナム戦争の平和運動に対して様々な意思をもって参加・批判をした。彼らの行動は市民運動の新たな可能性を持つものではあったが、同時に限界もまた存在した。

日本における1960～70年代論やベトナム戦争についての研究では、こうした人たちの雑誌—いわゆる論壇的公共圏—における発言、そして後に書かれた回想録はあまり取り上げられてこなかった。今回の定例研究会におけ

る報告は、歴史学における「記憶」や「自伝」研究の手法を援用しつつ、戦後日本における学生運動や雑誌の「公共性」の一側面を明らかにしようと試みるものである。

【報告1】

増井洋介「雑誌のなかのベトナム戦争 —論壇的公共圏における『保守派知識人』のベトナム戦争像—」

本報告は、従来のベトナム戦争や戦後日本の公共性をめぐる研究において言及されることの少なかった「保守派知識人」が、所謂「論壇的公共圏」において主張した言論活動を解釈し、「ベトナム戦争像」を再点検するものであった。

ベトナム戦争当時に論壇雑誌に載ったベトナムに関わる論文・文章は数千点に及び、何人もの論者による様々な議論があった。そのすべてをチェックすることは困難なので、①「保守派知識人」であり、②戦前・戦中・戦後を記憶にとどめており、③戦後大学で教鞭をとり、④後年、自伝・回顧録を書き、自分語りと歴史叙述を行ったという共通性をもつ、田中美知太郎・林健太郎・猪木正道の三

名に絞って考察を進めた。

まず、田中美知太郎は、『読売新聞』に掲載された論壇時評などを通し、ベトナムに関わる報道のあり方や反戦運動を批判しつつも、当時の論調と距離をとっていた。だが、1968年のテト攻勢を境に“私たちの”経験である関東大震災や第二次世界大戦における空襲と、ベトナムの現状を重ね合わせ、自己に関わる語りや歴史叙述を行うようになった。

他方で、林健太郎と猪木正道は、北爆が開始されるとすぐにアメリカのベトナム政策に対して手厳しく批判を行った。林は『自由』に掲載された論考において、日本の論壇におけるイデオロギーに基づいた議論や、帝国主義国家の侵略戦争という見方を退けつつ、結論としてアメリカはベトナムから手を引くべきだと述べた。その後も林は日本国内の観念的な平和主義に対して批判を続けたようである。自伝『昭和史と私』においては、ベトナム戦争の時代とは進歩的文化人が息を吹き返した時代であるとし、ベ平連についても、反米・反安保という方向性を持ち、当時の北ベトナム軍の侵攻を歓迎していたと捉えた。

猪木正道も1965年4月号の『中央公論』に載せた論考で、東南アジアにおいてアメリカは架空の教条に基づいているせいで失敗を重ねている、とアメリカを批判した。同年、東南アジアを訪問し、ベトナム戦争が泥沼化していることを再認識したようである。さらに、文藝春秋社から刊行された「大世界史」シリーズの『冷戦と共存』においては、ベトナム戦争と日中戦争を比較し、ベトナム戦争に歴史的な位置づけを与えようと試みた。そして、2000年に刊行された回顧録においては、アメリカのベトナム政策を一貫して批判し続けたことを改めて強調した。

三者とも自己の専門領域や経験を踏まえて、アメリカのベトナム政策に対しても、あるいは反戦運動に対しても批判的な発言を行った。このような彼らの雑誌上での発言は、編者や読者と共有なり議論なり、あるいは批判されたはずである。他方で、彼らは自伝という、各々の問題意識や歴史認識に沿って物

語性が与えられた歴史叙述において、ベトナム戦争の時代を理解し、捉えなおそうとした。やがて彼らの語りは「論壇の公共圏」において、他の論者によって引用・言及されるようになり、論者や雑誌読者のベトナム戦争像、さらには歴史認識を形成する一助となったことであろう。

【報告2】

古宮千恵子「初期学園闘争の可能性と限界」

1968年から翌年にかけて行なわれた東大闘争は医学部のインターン制度に端を発する学園闘争の一つであった。東大闘争の特徴は他の学園闘争ではみられなかった大学院生・助手等の若手研究者が中心となって東大全共闘（全学共闘会議）を結成し、運動を主導したことにある。彼らは大学の制度・機構の改善要求だけでなく、大学で行われる研究の有用性や研究者の倫理観、大学の存在そのものに対して疑義を表明し、問題提起を行なった。

彼らの多くが東大闘争以前に60年安保闘争、ベトナム反戦運動に関連する学外の市民運動に関わっていた。当時の大学生には「自分たちが先頭に立って行動しなければ」という感覚があり、とくにベトナム反戦運動には多くの学生が参加をしていた。これらの学外における市民運動は市民・労働者・農民等とともに、共通の目的をもち行動することで立場を超えた連帯感を抱かせた。

このような経験から東大全共闘結成当初には「単に東大のなかの学園闘争として位置づけるのではなくて、ここから初めて七〇年安保にむけて、いかに闘いに参加するかという意識を目覚めさせてゆかなければならない」「われわれが大学内部で戦うことがいかなる意味で社会の変革とつながり得るのか」など、東大闘争を学外の市民運動と連携させる志向もあったようだ。

とくにベトナム反戦運動は「私たちに「加害者」であることの自覚を促す経験となり、自らの研究や大学生という立場を見直すきっかけとなった。大学という恵まれた環

境にいる自分、科学の進歩のために行なってきた研究がベトナム戦争へ加担する行為となっているかもしれない。それが東大闘争において「自己否定」「東大解体」という言葉となって現れてきたのだった。

しかし東大闘争は学内の制度、大学行政に対する批判へと収束してしまった。そのため学外において東大闘争の意味は理解されることなく、東大全共闘と連携を組もうとする動きはなかった。東大全共闘自身も自らの主張を学外へアピールすることが不足していた。

東大闘争の過程において生じた問題は多岐にわたるものであるが、本論では東大全共闘の結成にいたる過程と結成当初の運動の可

能性と限界について焦点を絞り、考察した。結成当初には学外との連携を求める意見もみられたが、彼ら自身のアピール不足や行動の過激化に注目が集まってしまい、大学・研究の根源を問う闘いも理解されることはなかった。

また彼らの思想は東大内部においても十分共有されたものとはいえない。「自己否定」「東大解体」など、先鋭化していく主張は教員やともに闘うべき学生にさえ受け入れがたいものとなってしまった。研究することの意味、研究者としての倫理観など、彼らが提起した問題について学内外で十分な議論が行われることはなかった。

公益財団法人政治経済研究所 設立70周年連載企画「政経研と私」

「政経研と私」の連載にあたって

鶴田 満彦

(つるた・みつひこ 政治経済研究所・代表理事・理事長)

昨年は東京大空襲70年、敗戦後70年の節目の年で、当研究所としても特別な企画を実行するとともに、あらためて日本の戦後レジームを全体的に俯瞰する機会を得ました。今年は、日本国憲法公布70年、当研究所創立70年の記念年です。1946年8月14日、わが政治経済研究所は、日本国政府の認可を得て、財団法人として登記されました。政治経済研究所の前身は、1938年に時の宰相近衛文麿の特別の肝いりで企画院の外郭団体として作られた財団法人東亜研究所でしたが、東亜研究所は、「満蒙は日本帝国の生命線」という当時の国策に従って、当時及び未来の版図である東北および東南アジアはもとより、ソ連・中央アジア・中近東までも視野において、地域研究を行ったのです。トップの政策意図にかかわらず研究の現場では、事実にもとづく比較的研究が多数行われ、学界に大きな貢献をしたものと思われまます。これは、同じような事情でアジアを中心とした地域研究を行っ

ていた満鉄調査部についても言えることでしよう。

新生政治経済研究所は、財団法人の登記をしたのは1946年8月14日ですが、神田駿河台の政経ビルで研究所の開所式を行ったのは同年11月1日でした。研究所を率いる役員たちが、また錚々たるメンバーでした。理事長の労働法学者末弘巖太郎をはじめ、経済学・財政学の大内兵衛、中小企業論の小林義雄、日本資本主義発達史の平野義太郎、思想史の森戸辰男、農業経済学の近藤康男、憲法担当国務大臣の金森徳次郎、元日銀総裁で前蔵相の渋沢敬三らが、それです。後に国会図書館長も務めた金森はこのメンバーを見て、国会と民間の双方に足場をもつ一大シンク・タンクを構想したかと伝えられています。45年から46年にかけて読売新聞では一時期労働側が編集権を掌握する生産管理闘争が行われ、47年2月1日にはゼネストが計画されたような情勢でしたから、金森構想は実現に至らず、

政経研は純然たる在野の財団法人という苦難の道を選んで、今日に及んでいます。

財団法人 (incorporated foundation) とは、公共のために提供された財産に法律上の人格を与えたものですが、法人は自然人とは違い、病気をしたり、老化することもないので、原理的には不死 (immortal) です。しかし、現実には法人が消滅することはないのかといえば、そんなことはないでしょう。日本でも、財団・社団を含めておそらく毎年数千の規模で法人が作られ、同じ数程消滅しているのではないかと思います。消滅はしていなくても、パナマ文書が明らかにしているように、存在はしていても生きて活動していないゾンビのような法人もあります。

それらに比べると、創立以来70年、多くの困難や危機に直面しながらも戦後日本社会で活動し続けてきたわが政治経済研究所のような財団法人は、希少な存在なのかも知れません。日本では、70歳の人を古希として祝う風習がありますが、法人についても創立70年は祝賀すべき存在時間の節目ではないかと思われま

す。法人は、自己それ自体では決定を行うことも活動することもできませんから、決定や活動のためには、自然人である役員や従業員やその他の関係者、いわばステークホルダーを必要とします。法人それ自体は無色透明ですが、それに色を付け、活力を与え、活動の方向を示すのは、これらのステークホルダーです。政治経済研究所は、1951年に神田駿河台から渋谷区隠田に所在地を移した後、1960

年代から90年代にかけては千代田区神田の田所ビルや新宿区山吹町の牛込マンション等を転々としてきましたが、1996年1月に埼玉の地を本拠として活動していた大島社会文化研究所と合併し、医師大島慶一郎氏の私財の供与を受け、何とか財政危機を回避でき、折よく篤志家から寄贈された現在の江東区北砂に活動の拠点を持つことができました。その後、2002年には附属機関として東京大空襲・戦災資料センターを併設し、2006年には東京中小企業問題研究所を附属機関として設置しました。以来、従来の政治経済研究所と、戦災資料センターを公益事業の二本柱として今日に至っています。この間2011年10月には、これらの公益貢献活動が社会的にも評価されて公益財団法人に組織替えをすることができました。

政治経済研究所の今日があるのは、政経研の歴史の各ページにおいて、政経研の存続と発展のために努力してこられた自然人のステークホルダーの方々のお蔭です。そこで政経研創立70周年を記念して、政経研ゆかりの方々による「政経研と私」というエッセーを『政経研究時報』にしばらくの間連載することにしました。本号には、政経研のもっとも困難な時期から、江東区北砂に新拠点を獲得活動を活発化し、公益財団法人化する時期まで、研究員としてあるいは役員として政経研を支えてきた小宮昌平氏 (現相談役) のエッセーが掲載されています。これらを読むことをつうじて先輩たちの苦労と努力をしのび、明日の政経研を創っていくエネルギーにしたいと思います。

公益財団法人政治経済研究所 設立70周年連載企画「政経研と私」

受 託 調 査

小宮 昌平

(こみや・しょうへい 政治経済研究所・相談役)

私が政治経済研究所に入ったのは1971年の秋、北田さんが常務理事となり、大学を出たばかりの若い人2人を調査研究の常勤者

として雇うことになり、そこへ私が調査部長ということで雇われた。

主な仕事は多種多様な委託調査をこなす

ことであった。順不同であるが、業種別中小企業実態調査（委託先は東京都その他）、高速道路インターチェンジ周辺経済調査（日本道路公団）、ダム建設に伴う移住者生活実態調査（電源開発公社）、東京運河構想調査（東京都）等々を、大学院生や何人かの協力者とともに取り組んだ。

インターチェンジ周辺経済調査は、東名高速道路、東北道その他の既設または建設中のインターチェンジ周辺の市町村の経済・産業の実態調査で、今のように統計その他がすぐ見られる状況ではなかったもので、現場と役場その他に足を運んで資料を収集し読み取るという作業であった。これは地域経済全般を把握する仕方など、実態調査そのものに、大変勉強になった。当時一緒に歩いた若者で、後にある大学の水産経済の先生になった某君も、定年直前に成果をまとめた最近の著書の中で、「高速道路調査が研究の出発点となった」ということを書いている。

もう一つ、美濃部都政の企画調整局の委託で、「東京の産業・経済の集中の研究」を東京市政調査会といっしょに取り組んだ。そのなかでいくつかの産業のうち、不動産の集中を私は担当した。これも大変勉強になり、そこから派生して当時の『政経研究』に、「不動産の統計から見た分化、集中」「日本資本主義における不動産」という論文を書くことができた。またそれ以後の調査研究の成果も得て、大勢の人といっしょに大月書店から『東京問題』という本を出版できた。もともと土地問題といっても農業の土地問題のほうだった私が、都市の土地問題から都市問題の勉強もできるようになったのにはこうした経緯がある。

私が入所した当時の財政は銀行その他、数多くの維持会員を有し、維持会費と委託調査とが主な財源であった。『政経研究』100号の巻頭言にも書いた月刊『日本経済の動き』は、維持会員へのサービスを一つの目的として各産業の関係者による産業動向を「座談会」と個別文章とで追いかけていく雑誌であった。

委託調査は同じく100号巻頭言に書いたよ

うに、農林省や経済企画庁から多くの委託を受けていたが、私の入った頃はその方面とは縁が切れていて、そんなに金額の大きい調査は少なくなっていた。

委託調査の実施には私も大いに努力したつもりだったが、それによって何人かの常勤者を抱えて行くのは困難となり、結局私ひとりが常務理事として残ることになった。

それから後も委託調査はそれまでの経過を含めいろいろ世話して下さる方があり、相当大規模な委託調査も行った。毛色が変わったものとして「先物取引市場調査」がある。これは鶏卵の先物取引の導入を意図した豊橋乾繭取引所の委託によるもので、北田先生にもお願いして、家畜の先物取引から出発して鶏卵の取引も行っていった米国のシカゴ・マーカントイル取引所の調査も行った。当時の所長クレイトン・ヤイターは調査の直後日本を訪れて、北田さんが面会したはずである。そのヤイターはその後、米国通商代表となりまた農務省長官にもなった。米国の「回転ドア」を実感させられた。

現在、研究所の委託調査は盛んということではできない。社会の事情の変化とはいえ残念である。

しかし、東京大空襲・戦災資料センターの研究員の方々が、国の科学研究費助成を受けて数々の立派な成果を上げており、研究所本体のほうでも、東日本大震災の研究の一環として「液化化問題の社会科学研究」に取り組んでおり、私も参加させてもらっている。ありがたいことである。

政治経済研究所は東亜研究所の財産を受けついで財団法人であり、森戸辰男氏が文部大臣だった頃に制定された「民間学術機関法」の指定機関であった。そして財団法人制度の大改革に際しても、公益財団法人の資格を確保することができている。これを確保するための集中的な奮闘努力が並々ならぬものであったことを、私は見て知っている。

70周年ということで委託調査の他に「財団法人」のことも書きたかったが別の機会にしたい。

研究所の動向（2016年1月～3月）

理事会

- 2月1日 第9回理事会 定期提出書類の作成と内閣府への提出に合わせたスケジュールについて/2016年度事業計画書、予算書作成に向けて/設立70周年記念行事について/受託調査事業契約締結について
- 2月29日 第10回理事会 2016年度事業計画書、予算書について/評議員会議題について/創立70周年について/研究員、事務局員人事
- 3月15日 第11回理事会 評議員会の進行について/研究員の採用について/創立70周年について

評議員会

- 3月15日 3月定時評議員会 2016年度事業計画書について/2016年度予算書について

委員会等

- 1月27日 研究委員会
- 2月25日 研究委員会
- 3月15日 研究委員会
- 1月25日 東京大空襲・戦災資料センター 2015年度第9回運営委員会
- 2月17日 東京大空襲・戦災資料センター 2015年度第10回運営委員会
- 3月21日 東京大空襲・戦災資料センター 2015年度第11回運営委員会

研究会・研究室

- 1月13日 政治経済研究所 定例研究会
- 2月16日 現代経済研究室 研究会
- 2月25日 政治経済研究所 定例研究会
- 3月19日 政治経済研究所 定例研究会
- 1月23日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、小松健一氏インタビュー
- 1月24日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、第11回研究会
- 1月25日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、日本写真保存センターで浅野隆氏資料調査
- 1月26日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、『東京復興写真集』第3回打合せ
- 1月30日 戦中・戦後の「報道写真」研究会（井上祐子）、立命館大学国際平和ミュージアムで梅本忠男資料調査
- 1月31日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第52回研究会
- 2月6日 空襲被災者運動研究会、第6回研究会
- 2月16日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、NHK「2万枚のネガに刻まれた戦争」取材（山辺）→3月12日放映
- 2月25日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第53回研究会
- 3月18日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、『東京復興写真集』第4回打合せ
- 3月19日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、昭和館との顔合わせ
- 3月20日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、山室絵子氏インタビュー・資料調査

東京大空襲・戦災資料センターの事業

- 2月24日～4月10日 2016年第1回特別展「ぼくと戦争—小池仁戦争体験展」
- 2月28日 特別展第1回講演会
- 3月6日 「東京大空襲を語り継ぐつどい—東京大空襲・戦災資料センター開館14周年」
- 3月26日 「亀戸のまさおちゃん—東京空襲風景記」上映&トークの会
- 3月27日 特別展第2回講演会

刊行物

- 2月 菅隆徳「大企業減税・消費税増税とアベノミク

スの3年』『税制研究』69号所収

- 2月1日 『東京大空襲・戦災資料センターニュース』No. 28
- 2月1日 山本唯人「空襲死者の「名前」が伝えるもの—すみだ郷土文化資料館「東京大空襲と失われた命の記録」展を見る」『地方史研究』379号所収
- 2月25日 井上祐子「史料としての写真—写真資料の広がり」と史料化のための課題』『メディア史研究』39号所収
- 3月 『政経研究時報』第18巻4号発行
- 3月10日 大岡聡、植野真澄、山辺昌彦、赤澤史朗、松田英里『空襲被災者運動関係資料目録1』
- 3月29日 青木哲夫「学童集団疎開(五)—マリアナ発空襲の始まりと冬の疎開地」『生活と文化』25号所収
- 3月31日 山辺昌彦「空襲記録としての写真」『横浜市史資料室紀要』6号所収

政経研メールニュースの発行

- 1月1日 1月19日 2月5日 2月23日 3月4日 3月30日

学会報告・講演など

- 1月17日 千葉県歴史教育研究会（東葛集会）平和と民主主義分科会、山本唯人「空襲体験の次世代継承をめぐる模索—東京大空襲・戦災資料センターのガイド・ボランティア活動から」
- 3月19日 品川歴史館講座「災害と戦災に学ぶ」第3回、小園崇明「関東大震災の被害と品川—復興記念館の展示資料を中心に—」
- 3月26日 品川歴史館講座「災害と戦災に学ぶ」第4回、山辺昌彦「東京空襲と品川の被害」

研究所関連の報道・紹介

- 3月17日 『中日新聞』「知らなくていい？税の仕組み」コメント合田寛
- 2月27日 『読売新聞』「東京大空襲を語り継ぐつどい」予告記事
- 3月1日 『朝日新聞』「東京大空襲を語り継ぐつどい」予告記事
- 3月4日 『静岡新聞』「空襲の爪痕、焼夷弾発見 平和教育に活用検討 静岡・賤機山」コメント山辺昌彦
- 3月6日 『読売新聞』「世代越え 語り部リレー」
- 3月7日 『読売新聞』「東京大空襲71年 悲劇語る」
- 3月7日 『東京新聞』「東京大空襲 語り継ぐ 都内でつどい」
- 3月9日 『朝日新聞』「オピニオン&フォーラム 早乙女勝元「忘れてならぬ 3・10と3・11」
- 3月9日 『しんぶん赤旗』山辺昌彦「空襲被害 実証的研究さらに」
- 3月10日 『朝日新聞』「亀戸のまさおちゃん—東京空襲風景記 上映&トークの会 予告記事」
- 3月10日 『朝日新聞』夕刊「東京大空襲71年 炎の記憶は今も胸に」
- 3月10日 「NHK 首都圏ニュース」「東京大空襲から71年 慰霊堂の犠牲者名簿に誤り」山本唯人コメント
- 3月12日 「NHK BS1スペシャル」「2万枚のネガに刻まれた戦争」山辺昌彦出演
- 3月14日 『東京新聞』早乙女勝元『「蛍の唄」について』
- 3月15日 『朝日新聞』「特別展「ぼくと戦争—小池仁戦争体験展」紹介記事」
- 3月24日 「BS 朝日ザ・ドキュメンタリー」「東京が焼き尽くされた日—今語る東京大空襲の真実—」早乙女勝元出演
- 3月27日 『読売新聞』「戦争末期の回覧板」

